

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																												
1	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(1) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(2) 法第4条第2項の公表</td><td></td></tr><tr><td>(3)・(4) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(5) 法第19条第1項の報告の徴収又は立入検査</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]	(1) [略]		(2) 法第4条第2項の公表		(3)・(4) [略]		(5) 法第19条第1項の報告の徴収又は立入検査		[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(1) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(2) 法第4条第3項の公表</td><td></td></tr><tr><td>(3)・(4) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(5) 法第19条第2項の報告の徴収又は立入検査</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]	(1) [略]		(2) 法第4条第3項の公表		(3)・(4) [略]		(5) 法第19条第2項の報告の徴収又は立入検査		[略]	
[略]																														
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																													
(1) [略]																														
(2) 法第4条第2項の公表																														
(3)・(4) [略]																														
(5) 法第19条第1項の報告の徴収又は立入検査																														
[略]																														
[略]																														
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																													
(1) [略]																														
(2) 法第4条第3項の公表																														
(3)・(4) [略]																														
(5) 法第19条第2項の報告の徴収又は立入検査																														
[略]																														
2	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>5の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td></td></tr><tr><td>(1) 法第3条第1項の農地等の所有権の移転等の許可</td><td></td></tr><tr><td>(2) 法第20条第1項の農地等の賃貸借の解除等の許可</td><td></td></tr><tr><td>(3) 法第20条第3項の意見の聴取</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		5の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務		(1) 法第3条第1項の農地等の所有権の移転等の許可		(2) 法第20条第1項の農地等の賃貸借の解除等の許可		(3) 法第20条第3項の意見の聴取		[略]		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>5の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td></td></tr><tr><td>(1) 法第18条第1項の農地等の賃貸借の解除等の許可</td><td></td></tr><tr><td>(2) 法第18条第3項の意見の聴取</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		5の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務		(1) 法第18条第1項の農地等の賃貸借の解除等の許可		(2) 法第18条第3項の意見の聴取		[略]							
[略]																														
5の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務																														
(1) 法第3条第1項の農地等の所有権の移転等の許可																														
(2) 法第20条第1項の農地等の賃貸借の解除等の許可																														
(3) 法第20条第3項の意見の聴取																														
[略]																														
[略]																														
5の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務																														
(1) 法第18条第1項の農地等の賃貸借の解除等の許可																														
(2) 法第18条第3項の意見の聴取																														
[略]																														

別表第2（第3条関係）

[略]	
8及び9 削除	
9の2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1） [略] （2） 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の岩手県農業会議の意見の聴取（前号及び次号の許可に係るものに限る。）	盛岡市、大船渡市、陸前高田市及び二戸市

[略]	
8 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第3条第1項の農地等の所有権の移転等の許可 （2） 法第3条第4項の市町村長への通知 （3） 法第3条第6項の条件の付加及び報告の受理 （4） 法第3条の2第1項の勧告 （5） 法第3条の2第2項の許可の取消し	市町村（久慈市、二戸市、岩手町、滝沢村、紫波町、大槌町及び野田村を除く。）
9 農地法第3条第1項の農地等の所有権の移転等の許可（同条第3項の規定によるものを除く。）	久慈市、二戸市、岩手町、滝沢村、紫波町、大槌町及び野田村
9の2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1） [略] （2） 法第4条第3項（同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の岩手県農業会議の意見の聴取（前号及び次号から第5号までの事務に係るものに限る。） （3） 法第4条第5項の国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）	盛岡市

(3) [略]

(4) 法第82条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（第1号、前号及び第8号の事務に係るものに限る。）

(5) 法第82条第3項の通知又は公示（前号の事務に係るものに限る。）

(6) 法第82条第5項の損失の補償（第4号の事務に係るものに限る。）

(7) 法第83条の報告の徴取（前各号及び次号の事務に係るものに限る。）

(8) 法第83条の2の違反転用に対する処分（第1号及び第3号の許可に係るものに限る。）

(4) [略]

(5) 法第5条第4項の国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。）

(6) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（前各号（第2号を除く。）及び第10号の事務に係るものに限る。）

(7) 法第49条第3項の通知又は公示（前号の事務に係るものに限る。）

(8) 法第49条第5項の損失の補償（第6号の事務に係るものに限る。）

(9) 法第50条の報告の徴取（前各号及び次号の事務に係るものに限る。）

(10) 法第51条第1項の違反転用に対する処分（第1号及び第3号から第5号までの事務に係るものに限る。）

(11) 法第51条第3項の原状回復等の措置及び公告（前号の事務に係るものに限る。）

(12) 法第51条第4項の原状回復等の措置に要した費用の違反転用者等からの徴収（前号の事務に係るものに限る。）

9の3 農地法（以下この項において「法」という。）に基づき次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）

(1) 法第4条第1項の農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）

大船渡市

るものに限る。)

(2) 法第4条第3項(同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。)の岩手県農業会議の意見の聴取(前号及び次号から第5号までの事務に係るものに限る。)

(3) 法第4条第5項の国又は都道府県との協議(同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。)

(4) 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。)

(5) 法第5条第4項の国又は都道府県との協議(同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。)

(6) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転(前各号(第2号を除く。))及び第10号の事務に係るものに限る。)

(7) 法第49条第3項の通知又は公示(前号の事務に係るものに限る。)

(8) 法第49条第5項の損失の補償(第6号の事務に係るものに限る。)

(9) 法第50条の報告の徴取(前各号及び次号の事務に係るものに限る。)

(10) 法第51条第1項の違反転用に対する処分(第1号及び第3号から第5号までの事務に係るものに限る。)

10	[略]
	[略]

<p>9の4 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) 法第4条第1項の農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の岩手県農業会議の意見の聴取（前号及び次号の許可に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第5条第1項の農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第49条第1項の調査、測量又は除去若しくは移転（第1号、前号及び第8号の事務に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第49条第3項の通知又は公示（前号の事務に係るものに限る。）</p> <p>(6) 法第49条第5項の損失の補償（第4号の事務に係るものに限る。）</p> <p>(7) 法第50条の報告の徴取（前各号及び次号の事務に係るものに限る。）</p> <p>(8) 法第51条第1項の違反転用に対する処分（第1号及び第3号の許可に係るものに限る。）</p>	陸前高田市及び二戸市
10	[略]
	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。